

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

武石委員長 まず、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

- ・第19号高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案

武石委員長 何か、質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

武石委員長 それでは、次に、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。
ごらんいただいているように、意見書案は、1番が文言修正をした上で全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、2番、3番、6番及び7番が会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

武石委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案21件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたい。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

武石委員長 次に、委員長報告に対する質疑である。
委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することでおかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

武石委員長 次に、討論である。
議案に対する討論も省略することでおかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

武石委員長 次に、追加提出議案についてである。
先ほど総務部長から御説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

武石委員長 この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議員派遣議案

武石委員長 次に、4ページの資料3、議員派遣についてである。
新任議員研修会への派遣に関する議案については、前回の議運で協議決定したとおり、本日の会議に提出することになっているので、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 なお、この議事手続については、知事からの追加提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

武石委員長 次に、6ページの資料4、意見書議案についてである。
議発第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」については、全会一致で提出されるものであるため、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、9ページの議発第3号「国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案」及び議発第4号「TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案」については、内容が関連していることから、一括議題とすることではいかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

武石委員長

ほかにはないか。

(なし)

武石委員長

それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというところで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、15ページ議発第5号「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

坂本(茂)委員

県民の会は、提出者の説明を行う。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

梶原委員

自由民主党は、討論を行う。

池脇委員

公明党は、討論を行う。

武石委員長

それでは、提出者の説明、討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内とし、その順序は先例のとおりとし、質疑、委員会への付託は省略するというところで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

次に、18ページ議発第6号「言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

- 米田委員 日本共産党は、討論を行う。
- 武石委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
以上、ここまでが議事手続についてである。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。
- (事務局、議事日程表を配付)
- 武石委員長 それでは、今お手元にお配りした議事日程表について、事務局に説明をさせる。
- (楠瀬議事課長、説明)
- 武石委員長 この順序で、議事運営が行われるので、御了承願う。
- (了 承)

4. 9月定例会の開催時期について

- 武石委員長 次に、20ページの資料5、9月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするというので、いかがか。
- (異議なし)

- 武石委員長 それでは、さよう決する。

5. 議会改革について

◎ 検討項目

- 武石委員長 次に、議会改革についてである。
21ページの資料6をごらんいただきたい。
各会派から検討すべき項目が挙げられているので、取りまとめている。
資料について、事務局に説明させる。
- 楠瀬議事課長 21ページの資料6をごらん願う。
これは、6月22日の議運で委員長が提案した検討項目及び各会派から提出のあった項目を取りまとめた議会改革の検討項目で、全部で11項目ある。
このうち、今回の議会改革で初めて検討される項目としては、4つあるかと思う。
1つ目は、3の1、県民との意見交換。これは、例えば、県民との意見交換会と

か報告会といったものになるかと思う。

2つ目は、その下の2、若者との交流。これは、他県の例として、学校への出前講座とか高校生模擬議会などといったものが現在ある。

3つ目は、3の4、市町村からの要望書の取り扱いである。これは、本会議の運営等に関する申合わせ事項として、毎年、組織委員会の際に確認している事項に関するもので、申し合わせでは、市町村からの陳情・要望については、実現に最善を尽くすが回答はしないとしているところである。

現在の取り扱いとしては、出先機関の業務概要調査の際に市町村から要望があった場合、8月ごろ開いている取りまとめ委員会での執行機関の意見または措置状況をそのまま市町村に送り、委員会自体としての回答というのは行っていないので、今回、委員会として何らかの回答をする方向での対応をすべきではないかということの検討ということになるかと思う。

4つ目は、4の情報発信、SNSの活用である。具体的にはツイッターとかフェイスブックでの情報発信になるかと思う。

これら4項目以外の項目は、ほとんどが、前回の議会改革で検討された項目か、あるいはこれまで検討されたことがある項目である。

簡単ではあるが、以上である。

武石委員長

それでは、提出会派から提案の趣旨説明があれば、御発言願う。
会派で特に検討されたことなどあるか。

坂本(茂)委員

あるが、それを言っていたら議論になる。

武石委員長

項目出しはしたので、改めてということにしようか。
それでは、各会派においても、あらかじめ御検討いただくようお願いする。

(了 承)

◎ スケジュール・日程

武石委員長

次に、この議会改革の協議を行うに当たっての今後のスケジュールについては、月1回程度開催することをめどとし、まず、7月下旬に議会運営委員会を開催し協議することにしたが、日時については、いかがでしょうか。

ちなみに、お手元に議会関係の予定表をお配りしているので、御参考にしていただければと思う。

7月下旬に開催したいと思うが、いかがか。

土森委員

26日からはオランダが入っている。

武石委員長

26日からはオランダが入っているということは、ちょっと無理だね、7月は、改めてということにしよう。
調整の上、正副委員長案をお示しさせていただくので、よろしく願います。

◎ 協議会場

武石委員長

次に、今後の協議に当たっては、報道機関や傍聴者のスペースを確保するため、協議のための会場を、ここではなくて委員会室に設けたいが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、協議の会場については委員会室とし、傍聴定員は委員会に準じて6名とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
なお、委員会室は第4委員会室とするので、御了承願う。

(了 承)

6. 議会運営委員会の調査出張について

武石委員長 次に、議会運営委員会の調査出張についてである。
この件については、平成17年6月17日の議運で、毎年実施するのではなく、必要な目的があれば実施するとされている。
本年度については、議会改革の検討を行いながら、調査の必要性についても今後協議を行っていったらと思うが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
また、ほかに本年度に調査を要すると考えられる事項について、この場で御意見があればお願いしたいが、いかがか。

(な し)

武石委員長 特になければ、また改めてお諮りさせていただく。
それでは、まとめるが、この件については、議会改革の検討を行いながら、調査の必要性についても今後協議を行っていくということで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

7. 継続審査調査の申し出について

武石委員長 次に、22ページの資料7、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

8. その他

- 武石委員長 最後に、その他で何かないか。
- (楠瀬議事課長、挙手)
- 武石委員長 楠瀬議事課長、どうぞ。
- (楠瀬議事課長、説明)
- ・避難訓練について
 - ・おはようこうちについて
- 武石委員長 その他であるが、私から、みなさんの御意見を賜りたい。
今議会、傍聴席から、質問中に、携帯電話が鳴ったりとか話し声が聞こえたりして、壇上の知事とか質問者もそっちが気になるという光景が目についた。
改めて、私から事務局に携帯電話のマナーとか、ルールの遵守をどういうふうに事務局として行っているのか、問い合わせをした。そうすると、傍聴者には携帯電話は電源を切るようにということで申し入れをしているが、いちいち確認まではできていないという話であった。
それから、会話が聞こえた件については、男性の方が、傍聴の受付をしなければならぬのだが、そのことを知らなくてそのまま入ったらしい。受付も、傍聴に来たのではなくて控え室に用事があったのかなどと思って、そのまま素通りさせてしまって傍聴席に入った。ところが、受付を通っていないことに守衛が気づいて、そのことを言ったら、ちゃんと説明がなかったではないかというやりとりを傍聴席でして、その声が議場に響いたということがあったらしい。
今後、携帯電話が鳴ったりすることがないように徹底もしなければならぬのだが、改善策について、どなたか御意見があれば、お聞きをしたい。
- 西森副議長 その守衛の方が話すときに、一回外へ出てもらって話をしてもらおう。そこで話をすると、議場に響いてしまうので。一旦ちょっと構いませんかとということで廊下なりに出ていただいて。
- 武石委員長 守衛の方はそういうふうにはしていなかったのか。
- 西森副議長 そのまま話していた。
- 坂本(茂)委員 あの方は出なかったのではないか。
- 桑名委員 もがっていたのでは。
- 坂本(茂)委員 もがる人がいるから言い合いになる。
- 西森副議長 だけど、一回はそういう形で声をかけてもらって。
- 坂本(茂)委員 今どうされているか知らないのだが、下で受付を行った方について、傍聴券みたいなのを配って、それで傍聴券を持って傍聴席に入るときに守衛に見せて入れば。

- そこで傍聴券を持っていなかったら、もう一度、受付をしてくださいということとは言える。
- 桑名委員 今もある。
- 坂本(茂)委員 それなら、守衛がチェックできていなかったということか。
- 桑名委員 そのまま入ってきたのだろう。
- 楠瀬議事課長 電源については、受付の際に出してもらって確認したいと思う。
傍聴券については、守衛の確認が抜かっていたのだと思うので、徹底する。
以後気をつけるので、よろしく願います。
- 坂本(茂)委員 徹底していれば、クリアできるのではないか。
- 梶原委員 携帯電話の確認と言うが、本会議の場合、傍聴者は多いときには100人くらい一気にくる。それを受付でいちいち出してもらおうというのは、現実的に無理があるのではないかと思うし、傍聴席に来られる県民に対して広く県議会をオープンにする中で、来たら携帯電話までチェックされたというのも、厳しすぎるかなと感じるので、中で音が一度鳴ったら守衛にすぐ注意をしていただくと。今回は連続して鳴ったと思う。
中での取り決めをしたほうがよい。入り口で県民に対して携帯電話をマナーモードにしていますかというチェックは、難しいのではないか。
- 武石委員長 今回は携帯電話が2回鳴った。今の梶原委員の御意見によると、1回鳴った時点で守衛が確認すべきだったかと思うが、それはできていなかったのか。
- 中島局長 あの時点ではそうである。
- 土森委員 人数が多いときとか厳しいときもあるから、できることを最大限にやることだ。
チェックをきれいにして。こうしてああすると言ってもなかなか難しいので、今あることをきちんとやるということだ。
- 池脇委員 議員は携帯電話の持ち込みを禁止しているわけだから、そのことを傍聴に来られる方にきちんと伝える必要がある。
何のために議員が携帯電話を持ち込まないのか。その趣旨をきちんと丁寧に説明すれば、電源を切るなり、マナーモードにするなりということは、判断をしていただきやすいのではないか。
ただ単に、電源を切るようにとか、あるいはマナーモードにと言うだけでは、何でということになるかもしれないので。そのあたりのことも丁寧にしていれば、大分改善されるのではないか。
100人くらい来たときには大変なことになるので、受付場所は一カ所だけなので、人員をもう少し動員するというような対応もとられたらどうかと思う。
- 土森委員 できることをしっかりやるということだ。

武石委員長

大体御意見も出たようである。
まず、携帯電話については、電源を切っていただくということを、さらに徹底していただくということ。それから、受付を通る際、しっかり受付をしていただくように、再度徹底もしていただくということで、事務局に要請をしておく。
ほかにないか。

(なし)

武石委員長

それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。